

確認検査業務規程		頁 No.1 / 30 CRO 1 - 29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

第1章 総則

第1条 (趣旨)

第2条 (用語の定義)

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

第3条 (確認検査の業務の実施の基本方針)

第4条 (確認検査の業務体制の運営、責任と権限)

第5条 (確認検査の業務管理体制の見直し)

第6条 (確認検査の業務の組織体制)

第2節 確認検査の業務の手順

第7条 (確認検査の業務の方法)

第8条 (建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

第9条 (判断するための根拠資料及び対応方法)

第3節 文書管理及び記録の管理

第10条 (文書管理)

第11条 (記録の管理)

第12条 (記録管理簿の調製)

第13条 (記録及び帳簿の保存方法)

第14条 (記録の持出し)

第4節 確認検査員等

第15条 (確認検査員又は副確認検査員の選任)

第16条 (確認検査員又は副確認検査員の解任)

第17条 (確認検査員又は副確認検査員の配置)

第18条 (確認検査員等の身分証の携帯)

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

第19条 (確認検査の業務を行う時間及び休日)

第20条 (事務所の所在地及びその業務区域)

第21条 (業務の範囲)

第22条 (確認検査の業務の処理期間)

第2節 確認

第23条 (確認申請)

第24条 (確認申請の引受及び契約)

第25条 (業務約款に盛り込むべき事項)

第26条 (確認の実施)

確認検査業務規程		頁 No.2/30
		CRO 1－29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

- 第 27 条（消防長等の同意等）
- 第 28 条（保健所通知）
- 第 29 条（確認済証の交付等）
- 第 30 条（確認の申請の取下げ）
- 第 31 条（確認を受けた計画の変更の申請）
- 第 32 条（確認の記録）

第 3 節 中間検査

- 第 33 条（中間検査申請）
- 第 34 条（中間検査申請の引受及び契約）
- 第 35 条（業務約款に盛り込むべき事項）
- 第 36 条（中間検査の実施）
- 第 37 条（中間検査の結果）
- 第 38 条（中間検査の申請の取下げ）
- 第 39 条（中間検査の記録）

第 4 節 完了検査

- 第 40 条（完了検査申請）
- 第 41 条（完了検査申請の引受及び契約）
- 第 42 条（業務約款に盛り込むべき事項）
- 第 43 条（完了検査の実施）
- 第 44 条（完了検査の結果）
- 第 45 条（完了検査の申請の取下げ）
- 第 46 条（完了検査の記録）

第 5 節 仮使用認定

- 第 47 条（仮使用認定申請）
- 第 48 条（仮使用認定申請の引受及び契約）
- 第 49 条（業務約款に盛り込むべき事項）
- 第 50 条（仮使用認定の実施）
- 第 51 条（消防長等への照会）
- 第 52 条（仮使用認定の結果）
- 第 53 条（特定行政庁への仮使用認定報告書の提出）
- 第 54 条（仮使用認定の申請の取下げ）
- 第 55 条（仮使用認定の記録）

第 4 章 確認検査手数料等

- 第 56 条（確認検査手数料の設定）
- 第 57 条（確認検査手数料の収納）
- 第 58 条（確認検査手数料の返還）

確認検査業務規程		頁 No.3／30 CRO 1－29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

第5章 確認検査の業務の監視、改善方法

- 第59条（監視委員会による監視等）
- 第60条（苦情処理）
- 第61条（内部監査）
- 第62条（不適格案件の管理）
- 第63条（再発防止措置）

第6章 電子申請等の実施に関し必要な事項（く）

- 第64条（電子申請）（く）
- 第65条（電子交付等）（く）
- 第66条（電子申請に係る電磁的記録の保存）（く）
- 第67条（電子情報処理組織による業務の実施）
- 第68条（電子署名及び電子証明書）
- 第69条（確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め）
- 第70条（電子情報管理者の設置）
- 第71条（情報セキュリティ責任者の設置）

第7章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

- 第72条（書類の備置及び閲覧）
- 第73条（リモートによる検査）（の）
- 第74条（事前相談）（の）
- 第75条（電子情報処理組織に係る情報の保護）（の）
- 第76条（機密情報管理）（の）
- 第77条（図書が円滑に引渡しされるための措置）（の）
- 第78条（指定区分等の掲示等）（う）（の）

別紙 確認検査対象建築物等

確認検査業務規程		頁 No.4／30
		CRO 1－29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）は、一般財団法人 日本建築センター（以下「財団」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から法第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。なお、この業務規程（第21条第1項及び第27条を除く。）は、財団が国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。（る）（か）（れ）（ら）（う）（の）

(用語の定義)

第2条 この業務規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（り）（た）（う）

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び副確認検査員並びに補助員をいう。（ゐ）
- (3) 検査補助者 完了検査、中間検査又は仮使用認定に係る一定の知識を有し、公正かつ客観的に検査を補佐することができるものとして、財団が認めた者をいう。（の）
- (4) 代表者 代表権を有する役員をいう。（う）（の）
- (5) 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。（か）（う）（の）
- (6) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。（う）（の）
- (7) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。（ら）（う）（の）
- (8) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。（う）（の）
- (9) 制限業種 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地に係るもの（国、都道府県及び市町村の建築物又はその敷地並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物又はその敷地に係るものを除く。）をいう。（う）（ゐ）（の）
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物又はその敷地に関する調査、鑑定業務は除く。）（の）
 - ロ 建設業（の）
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - ニ 昇降機の製造及び供給業（の）
- (10) 署名等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第3条第6号に規定する署名等をいう。（な）（ら）（う）（の）（く）
- (11) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第7号に規定する電磁的記録をいう。（な）（ら）（う）（の）（く）

確認検査業務規程		頁 No.5/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

- (12) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年 3 月 20 日国土交通省令第 25 号。以下「主務省令」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名をいう。（な）（ら）（う）（の）
- (13) 電子証明書 主務省令第 2 条第 2 項第 2 号に規定する電子証明書をいう。（な）（う）（の）
- (14) 電子情報処理組織 財団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。（な）（う）（の）
- (15) 申請等 デジタル行政推進法第 3 条第 8 号に規定する申請等をいう。（く）
- (16) 処分通知等 デジタル行政推進法第 3 条第 9 号に規定する処分通知等をいう。（く）
- (17) 電子申請 デジタル行政推進法第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。（な）（ら）（う）（の）
- (18) 電子交付 デジタル行政推進法第 7 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の交付をいう。（く）
- (19) リモート検査 確認検査員又は副確認検査員が実地と異なる場所において行う中間検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査をいう。（の）

第 2 章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第 1 節 方針・運営及び権限と責任

（確認検査の業務の実施の基本方針）

第 3 条 財団は、法、法に基づく命令及び条例（以下「法令」という。）、法第 18 条の 3 に基づく確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号。以下「指針」という。）、これらに関わる技術的助言、その他関係法令並びにこの業務規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。（り）（か）（う）

2 財団の理事長（以下、「理事長」という。）は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、事業年度ごとに業務の実施に関する基本方針を定めて職員（確認検査員又は副確認検査員並びに非常勤職員を含む。以下同じ。）に周知する。（り）（か）（う）（の）

（確認検査の業務体制の運営、責任と権限）

第 4 条 理事長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この業務規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な以下の規程を定め、職員に周知し、実施させる。（り）（か）（う）（の）

- (1) 確認検査業務等管理体制見直し規程(CESR07)
- (2) 確認検査業務等文書管理規程(CESR08)
- (3) 確認検査業務等記録管理規程(CESR09)
- (4) 確認検査業務等苦情処理規程(CESR10)
- (5) 確認検査業務等内部監査規程(CESR11)
- (6) 確認検査業務不適格案件管理規程(CR04)

確認検査業務規程		頁 No.8／30 CRO 1－29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

- 2 記録は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から15年間保存するものとする。（り）（か）
- 3 記録は、容易に識別、検索でき、必要に応じて参照できるよう適確に保管、管理を行うものとする。（か）

（記録管理簿の調製）

- 第12条 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。（か）
- 2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。（か）
 - (1) 確認済証番号
 - (2) 件名
 - (3) 保存場所
 - (4) 保存期間の満了する日

（記録及び帳簿の保存方法）

- 第13条 記録及び帳簿は、確実、かつ秘密の漏れることのない方法で保存する。
- 2 記録及び帳簿が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録及び帳簿に代えることができる。（り）（か）（ゐ）
 - 3 前項の場合において、紙面に表示したものがある場合は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録された記録又は帳簿を原本とする。（り）（か）（ゐ）

（記録の持出し）

- 第14条 役員及び職員は、記録（複写したものを含む。この条において同じ。）を執務室等の外に持ち出す場合は、記録管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を記録管理者に報告するものとする。（か）

第4節 確認検査員等

（確認検査員又は副確認検査員の選任）

- 第15条 理事長は、確認検査の業務を実施させるため、確認検査員又は副確認検査員を選任し、うち確認検査員を4名以上選任する。（り）（か）（た）（ゐ）（の）
- 2 前項の確認検査員又は副確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定機関省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行うこととする。（り）（れ）（ゐ）
 - 3 前2項の規定に関わらず、理事長は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員又は副確認検査員（非常勤の確認検査員又は副確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。（り）（れ）（ゐ）

確認検査業務規程		頁 No.9/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

（確認検査員又は副確認検査員の解任）

第 16 条 理事長は、確認検査員又は副確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員又は副確認検査員を解任する。（ろ）（り）（か）（た）（ぬ）

- (1) 法第 77 条の 20 第 5 号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 法第 77 条の 24 第 5 項の規定による国土交通大臣の解任命令があったとき。（く）
- (3) 法第 77 条の 62 の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の削除があったとき。
- (4) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員又は副確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。（ぬ）
- (5) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（確認検査員又は副確認検査員の配置）

第 17 条 確認検査の業務を実施させるため、確認検査員又は副確認検査員を本部に 3 名以上、大阪事務所に 1 名以上配置する。（り）（か）（ぬ）

2 大阪事務所の確認検査員又は副確認検査員が休暇を取る場合その他の事情により、確認検査の業務を実施できない場合にあっては、本部の確認検査員又は副確認検査員が大阪事務所において臨時に確認検査の業務を行うこととする。ただし、緊急の場合にあっては、本部で確認検査の業務を行うことができる。（り）（か）（ぬ）

3 第 15 条第 3 項の規定に基づく処置を行った場合には、本部及び大阪事務所がそれぞれその見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。（か）（の）

（確認検査員等の身分証の携帯）

第 18 条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。（り）（か）

2 前項の身分証の様式は、確認検査員証及び副確認検査員証並びに補助員証（別記様式 CF21 及び 102 並びに 22）による。（り）（ぬ）（く）

第 3 章 確認検査の業務の実施方法等

第 1 節 一般

（確認検査の業務を行う時間及び休日）

第 19 条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前 9 時 15 分から午後 5 時 45 分までとする。（ぬ）（か）

2 前項の休日は、次のとおりとする。（り）（る）（た）

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 第 1 項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又

確認検査業務規程		頁 No.10/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

は事前に財団と建築主との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これらの規定によらないことができる。(り)(か)(た)

(事務所の所在地及びその業務区域)

第 20 条 確認検査の業務の業務区域は日本全域とする。(に)(り)(た)

- 2 本部の所在地は、東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地とし、その業務区域は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県の全域とする。(ろ)(に)(と)(ち)(り)(を)
- 3 大阪事務所の所在地は、大阪府大阪府中央区本町一丁目 4 番 8 号とし、その業務区域は、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の全域とする。(い)(ろ)(に)(と)(り)(お)
- 4 建築主が希望した場合において財団との協議が整った場合及び緊急の場合においては、本部の業務を大阪事務所で、大阪事務所の業務を本部で行うことができるものとする。(に)(り)

(業務の範囲)

- 第 21 条 確認検査の業務を行う範囲は、別紙に定める対象建築物等に係る建築確認等（法第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認及び法第 18 条第 4 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による審査をいう。）、中間検査（法第 7 条の 4 第 1 項（法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び法第 18 条第 32 項（法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の検査をいう。）、完了検査（法第 7 条の 2 第 1 項（法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）及び法第 18 条第 23 項（法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の検査をいう。）及び仮使用認定（法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号（法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）及び法第 18 条第 38 項第 2 号（法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定をいう。）とする。(り)(か)(れ)(の)
- 2 前項の規定に関わらず、財団は、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主である対象建築物等、第 1 号から第 7 号までに掲げる者が第 2 条第 9 号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う対象建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する対象建築物等について、その確認検査の業務を行わない。(り)(か)(た)(の)
 - (1) 財団の代表者又は担当役員(う)
 - (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - (3) 第 1 号に掲げる者の親族
 - (4) 第 3 号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）(の)
 - (5) 第 1 号又は第 3 号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の

確認検査業務規程		頁 No.11 / 30
		CRO 1 - 29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

(6) 財団の親会社等 (の)

(7) 財団又は財団の親会社等が特定支配関係(令第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 3 号に該当する関係を除く。)を有する者 (の)

3 財団は、法第 77 条の 20 第 6 号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。(た) (の)

(1) 財団の代表者又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関 (過去 2 年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。) (う)

(2) 財団の代表者又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関 (過去 2 年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。) (う)

(3) 財団の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関 (う)

(4) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員 (過去 2 年間に代表者又は担当役員であった者を含む。) が財団に所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

(5) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員 (過去 2 年間に代表者又は担当役員であった者を含む。) の親族が財団の役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

(6) 財団が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関

(7) 財団が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関

(8) 財団の親会社等が特定支配関係 (令第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 3 号に該当する関係を除く。) を有する指定構造計算適合性判定機関

4 第 2 項及び第 3 項の場合に該当するかどうかの確認は、担当役員が第 2 項及び第 3 項に掲げる者の一覧を作成し、職員が当該一覧と申請書類等を照合する方法により行う。(か) (た) (の)

5 確認の業務の範囲(法第 6 条の 3 第 1 項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。)及び第 3 項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。(た) (の)

(確認検査の業務の処理期間)

第 22 条 財団は、申請に係る建築物の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を定め、提示する。(り) (か) (く)

第 2 節 確認

(確認申請)

第 23 条 建築主(法第 87 条の 4 第 1 項において準用する場合は設置主、法第 88 条第 1 項において準用する場合は築造主。以下同じ。)は、確認の申請に際し、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条(こ

確認検査業務規程		頁 No.12/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

これらの規定を第3条の3第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。)の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて財団に提出する。(り)(た)(な)(の)

(1) 次の通知書の写し(該当する場合に限る。それぞれ2通

イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書

ロ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書

ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書

(2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し(該当する場合に限る。) 2通

(3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 1通

2 当該建築物の設計住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者が財団であり、建築主が同意する場合においては、財団が保有する当該建築物の設計住宅性能評価書若しくは長期使用構造等確認書又はその写しを施行規則第1条の3に規定する図書に代えることができる。(く)

(確認申請の引受及び契約)

第24条 財団は、前条の確認の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。(り)(か)(た)

(1) 申請のあった建築物等が対象建築物等であること。

(2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に違反していないこと。

(3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。

(5) 第21条第2項及び第3項の規定に該当するものでないこと。

2 財団は、前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主に返還する。

(り)(ら)

3 第1項により申請を引き受けた場合には、財団は、建築主に引受承諾書(別記様式CF13)を交付する。この場合、建築主と財団は別に定める「確認検査業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。(り)

4 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、財団は第1項の引受けを取り消すことができる。(り)(く)

5 財団は、前条及び前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認の業務を引き受けない。(り)(か)(た)(れ)(ら)

(業務約款に盛り込むべき事項)

第25条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。(り)(か)(た)(ね)(く)

(1) 建築主は、財団の請求があるときは、財団の確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に財団に提供しなければならない旨の規定

確認検査業務規程		頁 No.13/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

- (2) 建築主は、申請に係る計画に関し財団がなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 財団は、財団の責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定

(確認の実施)

第 26 条 財団は、確認申請を引き受けたのち速やかに、当該申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。(り) (ら) (ろ)

2 確認検査員又は副確認検査員は、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主である建築物、第 1 号から第 5 号までに掲げる者が第 2 条第 9 号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認の業務を行わない。(り) (た) (の)

(1) 当該確認検査員又は副確認検査員 (の)

(2) 第 1 号に掲げる者が所属する企業、団体等 (過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。)

(3) 当該確認検査員又は副確認検査員の親族 (の)

(4) 第 3 号に掲げる者が役員である企業、団体等 (過去 2 年間に役員であった企業、団体等を含む。)

(5) 第 1 号又は第 3 号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

3 確認検査員又は副確認検査員は、指針、手順書及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第 1 項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。(ろ)

4 財団は、法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第 3 条の 12 に規定する図書及び書類 (以下「適合判定通知書等」という。) の提出を受ける前においては、次に定めるところによることとする。(た) (ら)

(1) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関 (以下「都道府県知事等」という。) から施行規則第 3 条の 8 (施行規則第 3 条の 10 において準用する場合を含む。次項第 1 号において同じ。) の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、当該事項に対する回答を行う。(の)

(2) 申請に係る建築物の計画について都道府県知事等が指針別表 (に) 欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第 1 条の 4 (施行規則第 3 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により当該計画について判定の申請を受けた都道府県知事等に対して、当該事項の内容を通知する。(の)

5 財団は、適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによることとする。(た)

(1) 都道府県知事等から施行規則第 3 条の 8 の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査する。

確認検査業務規程		頁 No.14/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

(2) 申請に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会をする。(た)(の)

- 6 財団は、建築主から当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）の結果を記載した適合判定通知書（以下「省エネ適判通知書」という。）又はその写し、及び当該省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しの提出を受けるに当たり、当該省エネ適判を行った者が財団であり、建築主が同意する場合においては、財団が保有する当該建築物の省エネ適判通知書又はその写し、及び省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しをもって代えることができる。(く)
- 7 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。(り)(ゐ)

（消防長等の同意等）

- 第 27 条 財団は、法第 93 条第 1 項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、別記様式 CF02 に、建築主から提出された図書及び書類を添えて行う。(り)(の)
- 2 財団は、法第 93 条第 4 項の規定に基づき、法第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けて、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく別記様式 CF03 に、建築計画概要書（施行規則別記第 3 号様式）を添えて行う。(り)(ら)(の)
- 3 財団は、法第 93 条第 4 項の規定に基づき、法第 18 条第 4 項（法第 87 条第 1 項又は法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けて、消防長等に対して通知を行う場合には、通知の引受後、遅滞なく別記様式 CF03 に、建築主から提出された図書及び書類を添えて行う。(の)
- 4 前 3 項の規定によらない場合には、財団は事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。(な)(の)

（保健所通知）

- 第 28 条 財団は、法第 93 条第 5 項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく別記様式 CF04 により行う。(り)
- 2 前項の規定によらない場合には、財団は事前に保健所長と協議し、合意を得られた方法にて行う。(ら)

（確認済証の交付等）

- 第 29 条 財団は、建築主に対し、第 26 条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては確認済証（施行規則別記第 15 号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあつては適合しない旨の通知書（施行規則別記第 15 号の 2 様式）を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないとき（第 26 条第 4 項および第 5 項における都道府県知事等からの適切な回答がない場合を含む。）にあつては適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（施行規則別記第 15 の 3 様式）を、それぞれ交付する。(り)(か)(た)(な)(ら)
- 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したもの 1 部を添えて行う。(り)(か)

確認検査業務規程		頁 No.15／30 CRO 1－29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

（確認の申請の取下げ）

- 第 30 条 建築主は、建築主の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（別記様式 CF20）を財団に提出する。（り）（た）（ら）
- 2 財団は、前項の届出があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主に返却する。（か）

（確認を受けた計画の変更の申請）

- 第 31 条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更を除く。）され、財団に当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第 23 条から前条までの規定を準用する。（り）

（確認の記録）

- 第 32 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施に当たり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。（り）（た）（ら）

第 3 節 中間検査

（中間検査申請）

- 第 33 条 建築主は、中間検査の申請に際し、施行規則第 4 条の 8 の規定による中間検査申請書に次に掲げる書面を添えて財団に提出する。（り）（か）（ね）
- 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
 - 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者が財団である場合においては、建築主は、前項第 1 号に規定する書面の提出を要しない。（り）（ね）
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が財団である場合においては、建築主は、第 1 項第 2 号に規定する書面の提出を要しない。（り）（ね）

（中間検査申請の引受及び契約）

- 第 34 条 財団は前条の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。（り）（か）
- 申請のあった工事中の建築物等が対象建築物等であること。
 - 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - 第 21 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 2 財団は、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主に返却する。（り）（た）

確認検査業務規程		頁 No.16/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

- 3 第1項により申請を引き受けた場合には、財団は、建築主に引受承諾書（別記様式 CF13）を交付する。この場合、建築主と財団は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。（り）
- 4 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、財団は第1項の引受けを取り消すことができる。（り）
- 5 財団は、前条及び前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。（り）（か）（た）（れ）

（業務約款に盛り込むべき事項）

第35条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。（り）（く）

- (1) 建築主は、財団が中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、財団の請求があるときは、財団の中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に財団に提供しなければならない旨の規定

（中間検査の実施）

第36条 財団は、中間検査を引き受けたときは、あらかじめ定めた中間検査予定日（財団又は建築主の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。（り）（た）（ら）（う）（ゐ）

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第26条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第9号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、中間検査の業務を行わない。（り）（か）（の）
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針、手順書及びマニュアルに基づき、目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。（り）（か）（ら）（ゐ）（の）
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。（ゐ）
- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、中間検査を行わない。（の）

（中間検査の結果）

第37条 財団は、建築主に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあっては中間検査合格証（施行規則別記第31号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては中間検査合格証を交付できない旨の通知書（施行規則別記第30号の2様式）を、それぞれ交付する。（り）（た）

確認検査業務規程		頁 No.17/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

(ら)

- 2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第33条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。(り)(か)

(中間検査の申請の取下げ)

- 第38条 建築主は、建築主の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届(別記様式CF20)を財団に提出する。(り)(た)(ら)(の)
- 2 財団は、前項の届出があったときは、中間検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主に返却する。(か)(た)

(中間検査の記録)

- 第39条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。(り)(ら)

第4節 完了検査

(完了検査申請)

- 第40条 建築主は、完了検査の申請に際し、施行規則第4条の規定による完了検査申請書に次に掲げる書面を添えて財団に提出する。(り)(た)(ね)
- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
 - (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
 - (3) 当該建築物が省エネ適判通知書、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書の交付を受けている場合は、当該通知書等の写し(な)(あ)(の)(く)
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者が財団である場合においては、建築主は、前項第1号に規定する書面の提出を要しない。(り)(ね)
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が財団である場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。(り)(ね)
- 4 当該建築物の省エネ適判を行った者、設計住宅性能評価を行った者、建設住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者が財団であり、建築主が同意する場合においては、財団が保有する当該建築物の省エネ適判通知書、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価に係る検査報告書若しくは長期使用構造等である旨の確認書の写しを第1項第3号に規定する通知書の写しに、省エネ適判、設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認に要した図書及び書類を施行規則第4条第1項第4号に規定する図書及び書類に代えることができる。(の)(く)

(完了検査申請の引受及び契約)

- 第41条 財団は、前条の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。(り)(か)
- (1) 申請のあった建築物等が対象建築物等であること。

確認検査業務規程		頁 No.18/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

- (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
- (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (4) 第 21 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 2 財団は、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主に返却する。(り)
- 3 第 1 項により申請を引き受けた場合には、財団は、建築主に引受承諾書（別記様式 C F 13）を交付する。この場合、建築主と財団は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとす。(り)
- 4 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、財団は第 1 項の引受けを取り消すことができる。(り)
- 5 財団は、前条及び前 4 項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。(り) (か) (た) (れ)

(業務約款に盛り込むべき事項)

- 第 42 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。(り) (く)
- (1) 建築主は、財団が完了検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主は、財団の請求があるときは、財団の完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に財団に提供しなければならない旨の規定

(完了検査の実施)

- 第 43 条 財団は、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から 7 日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（財団又は建築主の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。(り) (た) (ゐ)
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第 26 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第 1 号から第 5 号までに掲げる者が第 2 条第 9 号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、完了検査の業務を行わない。(り) (か) (の)
 - 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針、手順書及びマニュアルに基づき、目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第 1 項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。(り) (ゐ) (の)
 - 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。(り) (か) (ゐ)

確認検査業務規程		頁 No.19/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、完了検査を行わない。（の）

（完了検査の結果）

- 第 44 条 財団は、建築主に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあっては検査済証（施行規則別記第 24 号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあっては検査済証を交付できない旨の通知書（施行規則別記第 23 号の 2 様式）を、それぞれ交付する。（り）（た）
- 2 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第 40 条第 1 項に規定する書類のうち提出があったもの 1 部を添えて行う。（り）（か）（た）

（完了検査の申請の取下げ）

- 第 45 条 建築主は、建築主の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（別記様式 CF20）を財団に提出する。（り）（た）（ら）
- 2 財団は、前項の届出があったときは、完了検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主に返却する。（か）（た）（ら）

（完了検査の記録）

- 第 46 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。（り）（ら）

第 5 節 仮使用認定

（仮使用認定申請）

- 第 47 条 建築主は、仮使用認定の申請に際し、施行規則第 4 条の 16 第 2 項の規定による仮使用認定の申請書、図書及び書類に次に掲げる書類を添えて財団に提出する。（れ）（ね）
- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
 - (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
 - (3) 当該建築物が省エネ適判通知書、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書の交付を受けている場合は、当該通知書等の写し並びに省エネ適判等に要した図書及び書類（く）
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者が財団である場合においては、建築主は、前項第 1 号に規定する書面の提出を要しない。（れ）（ね）
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が財団である場合においては、建築主は、第 1 項第 2 号に規定する書面の提出を要しない。（ね）（ら）
- 4 当該建築物の省エネ適判を行った者、設計住宅性能評価を行った者、建設住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者が財団であり、建築主が同意する場合においては、財団が保有する当該建築物の省エネ適判通知書、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価に係る検査報告書若しくは長期使用構造等である旨の確認書の写し並びに省エネ適判、設計住宅性

確認検査業務規程		頁 No.20 / 30 CRO 1 - 29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

能評価又は長期使用構造等の確認に要した図書及び書類を第1項第3号に規定する通知書の写し並びに図書及び書類に代えることができる。(ね)(く)

(仮使用認定申請の引受及び契約)

- 第48条 財団は、前条の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。(れ)
- (1) 申請のあった建築物等が対象建築物等であること。
 - (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (3) 第21条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 2 財団は、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。(れ)
- 3 第1項により申請を引き受けた場合には、財団は、建築主に引受承諾書(別記様式CF13)を交付する。この場合、建築主と財団は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとす。(れ)
- 4 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、財団は第1項の引受けを取り消すことができる。(れ)
- 5 財団は、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。(れ)

(業務約款に盛り込むべき事項)

- 第49条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。(れ)(く)
- (1) 建築主は、財団が仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主は、財団の請求があるときは、財団の仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に財団に提供しなければならない旨の規定

(仮使用認定の実施)

- 第50条 財団は、仮使用認定の申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件(平成27年国土交通省告示第247号。以下「基準告示」という。)第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日(財団又は建築主の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。(れ)(ろ)(く)
- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第26条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第9号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障

確認検査業務規程		頁 No.21 / 30 CRO 1 - 29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、仮使用認定の業務を行わない。(れ)
(の)

- 3 確認検査員又は副確認検査員は、手順書及びマニュアルに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説明等をもって第1項の審査を行い、目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。(れ)(ゐ)(の)
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。(れ)(ゐ)
- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、仮使用認定を行わない。(の)

(消防長等への照会)

- 第51条 財団は、前条第1項の審査又は検査の際、基準告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、建築主から提出された図書及び書類を添えて行う。(れ)(の)
- 2 前項の規定によらない場合には、財団は事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。(ら)

(仮使用認定の結果)

- 第52条 財団は、建築主に対し、第50条の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第1に定める基準に適合することを認めたときにあつては仮使用認定通知書(施行規則別記第35号の3様式)を、基準告示第1に定める基準に適合しないと認めるときにあつては基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書(別記様式CF45)を、それぞれ交付する。(れ)(ら)
- 2 前項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第47条第1項に規定する書類のうち提出があつたもの1部を添えて行う。(れ)(の)

(特定行政庁への仮使用認定報告書の提出)

- 第53条 財団は、法第7条の6第3項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第35号の4様式により行う。(れ)(ら)

(仮使用認定の申請の取下げ)

- 第54条 建築主は、建築主の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届(別記様式CF20)を財団に提出する。(れ)(ら)
- 2 財団は、前項の届出があつたときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。(れ)

確認検査業務規程		頁 No.22／30 CRO 1－29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

（仮使用認定の記録）

第 55 条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の仮使用認定における基準告示第 1 に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。（れ）（ら）

第 4 章 確認検査手数料等

（確認検査手数料の設定）

第 56 条 財団は、確認検査の業務の実施にかかる手数料を確認検査業務手数料規程に定める。

（り）（か）

2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、事前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。（た）

（確認検査手数料の収納）

第 57 条 建築主は、確認検査手数料を銀行振込みにより納入する。ただし、緊急を要する場合には別の収納方法によることができる。（り）（た）

2 前項の払込に要する費用は建築主の負担とする。（り）（た）

3 財団と建築主は、別途協議により、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。（り）（く）

4 財団は、類似する建築物の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定等確認検査の業務が効率的に実施できる場合、又は地域の実情等により特に必要と認められる場合にあっては、実費を勘案して確認検査手数料を減額することができるものとする。（り）（る）（れ）

（確認検査手数料の返還）

第 58 条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、建築主に返還する。（り）

第 5 章 確認検査の業務の監視、改善方法

（監視委員会による監視等）

第 59 条 財団は、次の各号に掲げる者で委員を構成する監視委員会を設置するものとする。（り）（か）（た）

- (1) 弁護士会の推薦する者
- (2) 消費者団体の推薦する者
- (3) 建築物の計画及び意匠に関する学識者
- (4) 建築物の構造に関する学識者
- (5) 建築設備に関する学識者
- (6) 財団の監査役

2 監視委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。（た）

確認検査業務規程		頁 No.23 / 30 CRO 1 - 29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

- (1) 確認検査業務規程の審議
 - (2) 財団から提出された理事会の議事録の確認
 - (3) 財団が行った確認検査の業務に関する技術的検査を行わせる第三者の指名
 - (4) 前号の規定による指名を受けた者が行った技術的検査の結果の確認
 - (5) 係争事件に係る監査
 - (6) その他確認検査の業務の公正かつ適確な実施のために必要な監査等
- 3 前項第3号の規定により監視委員会が指名した者は、財団が行った確認検査の業務に関する技術的検査を行い、その結果を財団に報告するものとする。(た)
- 4 監視委員会は、毎年度2回以上第2項各号に掲げる業務を行い、当該業務の終了後30日以内に国土交通大臣に報告するものとする。(た)
- 5 財団は、前項の規定による報告において国土交通大臣より改善の指摘を受けたときは、当該指摘事項の改善のために必要な措置を講じるものとする。(た)

(苦情処理)

- 第60条 財団は、確認検査の業務について建築主、その他の関係者から苦情を受けた場合は、確認検査業務等苦情処理規程(CESR10)の規定に基づき適正かつ公平に処理する。(り)(か)(た)
- 2 財団は、法第94条第1項に規定する審査請求又は損害賠償請求が行われた場合において、これに適切に対処する。(り)(の)
- 3 前2項の苦情、審査請求、損害賠償請求及びこれらに対して財団がとった処置は、遅滞なく記録し、適切に保管する。(り)(の)

(内部監査)

- 第61条 理事長は、担当役員以外の役員から監査員を任命し、顧客の要求事項を満たしているか、また、適正な確認検査の業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、監査員に内部監査を実施させる。(り)(か)
- 2 内部監査においては次に掲げる事項を監査する。
- (1) 法令、指針、これらに関わる技術的助言及びその他関係法令への適合状況
 - (2) この業務規程への適合状況
 - (3) 第3条第2項に規定する業務の実施に関する基本方針への適合状況
 - (4) 確認検査の業務の管理体制の状況
 - (5) この業務規程の内容の見直しの必要性
- 3 被監査業務の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。当該監査を実施した監査員は講じた処置を検証し、その結果を担当役員に報告するものとする。

(不適格案件の管理)

- 第62条 財団は、不適格案件(建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定することができない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法第7条の6第4項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。)が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。(り)(た)(れ)

確認検査業務規程		頁 No.24/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

- 2 財団は、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書が不適格案件であると確認されたときは、速やかに建築主、国土交通大臣及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。
- 3 担当役員は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、講じた措置等の内容に関して、記録し、適切に保管する。(り)(か)(れ)

(再発防止措置)

第 63 条 担当役員は、不適格案件の発生その他により確認検査の業務の管理体制に不適切な内容が発見されたときには、再発防止等のため、発生原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適格案件等の影響に見合ったものとする。

- 2 担当役員は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。
 - (1) 不適格案件の内容確認
 - (2) 不適格案件発生の原因の特定
 - (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
 - (4) 必要な措置の決定及び実施
 - (5) 実施した処置の結果の記録
 - (6) 再発防止措置において実施した活動の評価

第 6 章 電子申請等の実施に関し必要な事項

(電子申請)(く)

第 64 条 建築主は、次に掲げる申請について、あらかじめ財団と協議した上で財団が指定する方法で、電子申請にて行うことができる。(な)(の)

- (1) 第 23 条第 1 項の確認の申請 (な)
- (2) 第 33 条第 1 項の中間検査の申請 (な)
- (3) 第 40 条第 1 項の完了検査の申請 (な)
- (4) 第 47 条第 1 項の仮使用認定の申請 (な)(ら)

2 前項第 1 号の規定により電子申請が行われた場合において、第 27 条第 1 項の消防長等の同意を求める場合又は第 27 条第 3 項の消防長等に対して通知を行う場合は、財団は、建築主から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめ財団と消防長等が協議した上で、電子情報処理組織にて行うことができる場合には、この限りではない。(な)(く)

3 第 1 項第 1 号の規定により電子申請が行われた場合において、第 27 条第 2 項の消防長等に対して通知を行う場合は、財団は、あらかじめ消防長等と協議した上で、電子情報処理組織にて当該通知を行うことができる。(な)(ら)

4 第 1 項の規定により行われた同項第 1 号から第 4 号の電子申請に対して、それぞれ第 24 条第 2 項、第 34 条第 2 項、第 41 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定により引き受けできない場合において、財団は、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。(な)

確認検査業務規程		頁 No.25/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

- 5 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第30条第1項、第38条第1項、第45条第1項及び第54条第1項の取下げ届を提出する場合は、建築主は、あらかじめ財団と協議した上で財団の指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、財団は、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第30条第2項、第38条第2項、第45条第2項及び第54条第2項に規定する返却に代えることができる。(な)
- 6 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項、第2項、第3項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、次に掲げる措置により代えることができる。(ら)(く)
 - (1) 申請データに電子署名(当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。)を行い、そのデータを当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置(ら)(く)
 - (2) 識別番号及び暗証番号を入力する措置(ら)
 - (3) 申請データに申請者の氏名又は名称を記録する措置(ら)(く)
- 7 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録が財団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に財団に到達したものとみなす。(な)
- 8 申請に係る電磁的記録が財団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、財団の使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。(な)
- 9 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要なとする部数の提出があったものとみなす。(な)
- 10 電子申請を実施する場合には、第24条、第34条、第41条又は第48条の業務約款に少なくとも次の事項を盛り込むこととする。(く)
 - (1) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
 - (2) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(電子交付等)

- 第65条 財団は、次の各号に掲げるいずれかの方式により建築主が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、法令の規定に基づき交付する処分通知等について、あらかじめ建築主と協議した上で財団が指定する方法で、電子交付を行うことができる。(く)
- (1) 処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続
 - (2) 建築主が財団に対して、電子交付を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知すること
- 2 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものについて電子交付を行う場合には、当該署名等については、次の各号に掲げるいずれかの措置により代えることができる。
 - (1) 処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを財団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
 - (2) 処分通知等のデータに処分番号、処分日、処分者の氏名又は名称等を記録する措置
 - 3 財団は、法令の規定によらない書面等の交付について、あらかじめ建築主と協議した上で財団が指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

確認検査業務規程		頁 No.26 / 30 CRO 1 - 29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

4 電子情報処理組織を使用して行う第1項又は前項の交付（以下「電子交付等」という。）において電子署名を行う場合には、第24条、第34条、第41条又は第48条の業務約款に少なくとも当該電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定を盛り込むこととする。

（電子申請に係る電磁的記録の保存）

第66条 財団は、第64条第1項第1号から第4号により申請された電磁的記録を第11条第2項に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第29条第1項による確認済証、第37条第1項の中間検査合格証、第44条第1項による検査済証及び第52条第1項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第11条第2項に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。（く）

（電子情報処理組織による業務の実施）

第67条 財団は、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。（な）

（電子署名及び電子証明書）

第68条 第64条第6項第1号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。（な）（く）

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書（な）
 - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書（な）（ら）（の）
 - (3) 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成15年国土交通省告示第240号。以下「告示」という。）第3条第1号に規定する電子証明書（な）（ら）
 - (4) 告示第3条第2号の規定に基づき財団が指定する電子証明書（な）（ら）
- 2 財団は、前項に定める電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法並びに電子申請に係るその他必要事項を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主に周知するものとする。（な）（ら）（く）

（確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め）

第69条 財団は、第64条第1項による電子申請を行わせる場合、第4条第2項に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。（な）

（電子情報管理者の設置）

第70条 財団は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。（な）

確認検査業務規程		頁 No.27/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

(情報セキュリティ責任者の設置)

第 71 条 財団は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者 1 名を置く。(な)

第 7 章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

(書類の備置及び閲覧)

第 72 条 財団は、法第 77 条の 29 の 2 に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するために、必要な設備及び体制を整備する。(り) (く)

2 閲覧させる書類は、法第 77 条の 29 の 2 各号に掲げるものとする。(か)

3 理事長は、前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検査の業務を行う事務所における備付け、メール等での提供その他の適当な方法により公開する。(か) (の)

(リモートによる検査)

第 73 条 建築主は、次に掲げる検査について、あらかじめ財団と協議した上で財団が指定する方法で、リモート検査とすることができる。(の)

(1) 第 36 条の中間検査

(2) 第 43 条の完了検査

(3) 第 50 条の仮使用認定

2 検査補助者は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

3 検査補助者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

4 リモート検査を実施する場合には、第 34 条、第 41 条又は第 48 条の業務約款に少なくとも次の事項を盛り込むこととする。(く)

(1) リモート検査の適用範囲に関する規定

(2) 検査体制、書類検査の方法、検査補助者の安全対策、検査を中断したときの対応並びに検査の映像・音声の記録及び保存に関する規定

(3) 建築主は、財団がリモート検査を行う際に、検査補助者が、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるように協力しなければならない旨の規定

(4) リモート検査の方法については財団と別途協議できる旨の規定

(5) リモート検査に係る業務を行う事務所に関する規定

(事前相談)

第 74 条 財団に確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする建築主は、申請に先立ち、財団に事前に相談をすることができる。(り) (か) (れ) (の)

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 75 条 財団は、電子申請の受付、電子交付等、電磁的記録の保存やネットワークを介した送

確認検査業務規程		頁 No.28/30
		CRO 1－29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。
(な) (ら) (の) (く)

(機密情報管理)

第 76 条 財団の役員及びその職員並びにこれらの職であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。(へ) (り) (か) (ら) (の)

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

第 77 条 財団は、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第 77 条の 34 第 1 項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。(り) (か) (た) (ら) (の)

- (1) 指定機関省令第 31 条第 1 項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
- (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。
- (3) 第 1 号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
- (4) 第 1 号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第 2 号の分類及び保存が完了したことを国土交通大臣に報告すること。なお、紛失があった場合は国土交通大臣の指示に従い、書類の回復に代わる措置(建築主からの副本の借り受け、複写等)を講じること。
(ら)

2 前項に定めるもののほか、財団は、指定機関省令第 31 条第 1 項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。(か)

(指定区分等の掲示等)

第 78 条 財団は、指定の区分、業務区域、指定の番号、指定有効期間、機関の名称、理事長氏名、主たる事務所の住所及び電話番号、取り扱う建築物等の内容及び実施する業務の態様を、本部及び大阪事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、ウェブサイトへの掲載により公表を行う。(り) (か) (う) (の)

確認検査業務規程		頁 No.29/30
		CRO 1-29
1999年5月6日制定	2025年7月31日改訂	2025年7月31日施行

別 紙

確認検査対象建築物等

1. 延べ面積が 500 m²を超える建築物（ら）
2. 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する非住宅部分をいう。）の床面積の合計が 300 m²以上の建築物（の）
3. 前 2 項の敷地内に築造する工作物（建築基準法施行令（以下「令」という。）第 138 条第 1 項及び第 2 項第 1 号に掲げる工作物（以下「工作物」という。）に限る。）（ら）（む）（の）
4. 建築物に設けられる昇降機その他の建築設備（ら）（の）
5. 前各項に定めるもののほか、以下の各号のいずれかに該当する建築物、工作物及び昇降機その他の建築設備（ら）（む）（ろ）（の）
 - 1) 建築基準法（以下「法」という。）第 68 条の 25 の規定に基づく構造方法等の認定及び法第 68 条の 26 の規定に基づく特殊構造方法等の認定を受けて建築される建築物（当該建築物の計画に含まれる工作物を含む。）
 - 2) 法第 88 条第 1 項において準用される法第 68 条の 25 の規定に基づく構造方法等の認定及び法第 68 条の 26 の規定に基づく特殊構造方法等の認定を受けて築造される工作物
 - 3) 以下の各号に掲げる建築物
 - (1) 高さが 31m を超え 60m 以下の建築物
 - (2) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
 - (3) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が 36N/m²以上のコンクリートを使用する建築物
 - 4) 令第 82 条の 5 に規定する「限界耐力計算」及び令第 81 条第 2 項第 1 号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算並びに令第 108 条の 4 に規定する「耐火性能検証法」、令第 128 条の 7 に規定する「区画避難安全検証法」、令第 129 条に規定する「階避難安全検証法」及び令第 129 条の 2 に規定する「全館避難安全検証法」により設計が行われた建築物
 - 5) 令第 80 条の 2 の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準（平成 12 年建設省告示第 2009 号、平成 14 年国土交通省告示第 463 号、平成 14 年国土交通省告示第 464 号、平成 14 年国土交通省告示第 666 号、平成 28 年国土交通省告示第 611 号に限る。）に従った構造の建築物

